

## 回答

# 「茂原市と豊橋市の竜巻の比較をもとにした竜巻災害に関する研究—その2 復旧, 保険の対応—」に関する坪川博彰氏からの御質問に対して

小泉 俊雄\*

## Reply to Tsubokawa's Question on 'A Research Report of Disaster Recovery and Accident Insurance Benefits Based on a Comparison of the Tornadoes in Mobarra and Toyohasi (Part II)'

Toshio KOIZUMI\*

大変貴重なご意見, ご指摘をいただき有り難うございます。下記のとおりお答えします。

### 1. 復旧費用の原資について

回答:

復旧費用の原資についての設問は次のように行いました。

設問: 被害復旧について

復旧費用は

- 1) 自己資金のみ, 2) 災害保険がおりた, 3) 火災保険が適用された, 4) 融資(ローン)

この設問は復旧費用に保険金がどの程度貢献しているかを災害直後に調査したものです。従いましてアンケートに簡単に答えられるような配慮もあったとも思いますが, 厳密な定義に基づかず, 当時代表的なものとして考えられたいわゆる「火災保険」と, 火災保険以外の保険を

一括して「災害保険」としてアンケートを行いました。なお, 4.3 節の竜巻発生以前の加入保険(図 15)に示しますように, 竜巻発生以前にどのような保険に加入していたかを①普通火災保険, ②住宅総合保険, ③店舗総合保険, ④県民共済の保険, ⑤無加入, ⑥その他 の項目を設け質問しております(複数回答可)。従いまして, 本章にいう火災保険は普通火災保険のことであり, 災害保険は住宅総合保険, 店舗総合保険, 県民共済, その他と考えてもよいと思います。

### 2. 風ひょう雪災の担保について

回答:

本報告はこれまで発表された論文や報告を引用し記述したものです。ご指摘の記述は下記に示しました引用文献<sup>1), 2)</sup>から引用したものです。これに関する資料は時がたっており廃棄されてありません。ただ, 下記引用文献<sup>1)</sup>の 149 頁に

\* 千葉工業大学工学部建築都市環境学科  
Department of Architecture and Civil Engineering, Chiba  
Institute of Technology

本報告に対する討論は平成 18 年 2 月末日まで受け付ける。

被災者が自由記述として書かれた文章が載っており、その中に、「保険が適用されなかった」、「保険の査定に来てくれなかった」との記述があります。この記述からみると、保険会社の対応に差があったことが推定されます。

### 3. 保険と共済との混同について

回答：

本報告においては、「保険」と「共済」を坪川氏のご指摘のように明確に区別することなく、災害時の自助手段という意味で用いております。いわばどちらも保険のようなものとして扱いました。従いまして、読者に混乱を生じさせた面はあるかと思えます。ただし、アンケート調査実施上および考察においては、上述した復旧費用の原資の回答にも示しましたように、「どのような保険に入っていましたか」と尋ね、その中に保険も共済も一緒に回答を求めていますので、保険も共済も災害時において自助としてどのような効果があったかを調査した本報告には問題はないと考えます。なお、アンケートの回答の「その他」の項目の中に、県民共済とは別に「農協共済」という記述があったために本報告では県民共済と分けて記述いたしました。

今後このような調査を行う場合にはご指摘の点を十分注意して行いたいと思えます。

### 4. 総合保険の補償内容に対する誤解について

回答：

保険の内容は本報告 208 頁の〈各保険の内容〉のところにも示しましたように、住宅総合保険は普通火災保険に比べて補償する範囲は多くなっていますので、その他の保険と比較して有利と考えられましたので本報告のように記述いたしました。坪川氏は本報告の読者が、風災による被害に対する保険金が総合保険に加入していないと支払われないと誤解されることを危惧しておられますが、上述しました本報告 208 頁の普通火災保険の説明のなかに、普通火災保険の適応項目として風災が入っており、住宅総合

保険は普通火災保険に加えて建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・・・の損害に適応されると記述しております。従いまして誤解されることは少ないと考えます。

なお、インターネットである保険会社の住宅総合保険と住宅火災保険および普通火災保険の補償範囲を調べましたところ（2005年4月29日）、風災については3つの保険とも補償しておりましたが、「飛来」、「水ぬれ」については住宅総合保険のみが補償しておりました。風災に対する保険金が総合保険でないと支払われないと考えるのではなく、「総合」と名前が付けば一般的に考えましても補償範囲は広いと考えます。より広い補償を求めて住民が選択したと考えられます。

### 参考文献

- 1) 足立一郎・羽倉弘人・小泉俊雄・多田弘一：茂原市竜巻被害者へのアンケート調査，千葉工業大学研究報告，理工編，第39号，pp.139-151，1992。
- 2) 羽倉弘人・足立一郎・小泉俊雄・多田弘一：1990年12月11日茂原市に発生した竜巻の被害者へのアンケート調査について，日本風工学会誌，第51号，pp.27-34，1992。